

1 審査会の結論

異議申立人が行った「1 中学校ごとの年度別、節別の予算配分額、執行済額及び不用額が分かる文書」及び「2 公文書開示請求書」上記いずれも平成18年度から平成22年度分までの文書（以下「本件対象文書」という。）の開示請求に対し、瀬戸市教育委員会（以下「実施機関」という。）が行った一部開示決定の処分については、これの一部を取り消し開示すべきである。

2 異議申立人の主張の要旨

(1) 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、瀬戸市情報公開条例（平成12年瀬戸市条例第5号。以下「条例」という。）第3条に基づき、異議申立人が平成24年2月17日付けで行った本件対象文書の開示請求に対し、平成24年3月2日付け23瀬学教第2186号により実施機関が行った一部開示決定の処分について、この処分を取り消し、開示を求めるものである。

(2) 異議申立ての主たる理由

異議申立人の主張する異議申し立ての主たる理由は、おおむね次のとおりである。

ア 条例第4条第2号による不開示事由該当性について

本件対象文書の請求書受付番号が個人情報ではないことは明らかであり、また、他の情報と照合することにより特定の個人が識別できる情報でないことも明白であることから、処分庁の主張には理由がなく、開示請求者の正当な権利を奪う違法かつ不当な開示決定処分である。

3 実施機関の説明の要旨

実施機関の説明はおおむね次のとおりである。

- (1) 請求者が不服とした本件対象文書不開示部分の請求書受付番号は、公文書開示請求書の受付番号であり、受付番号で請求書を識別できるものである。よって、受付番号により請求書及び請求者を特定することができ、当該請求者の内容が公になると個人の権利利益を害するおそれがあり、不開示としたものである。

4 審査の経過

当審査会は、本諮問事件について、次のとおり審査を行った。

- (1) 平成24年 7月 9日 実施機関から諮問書を收受
- (2) 平成24年 8月10日 実施機関から理由説明書を收受
- (3) 平成24年12月19日 実施機関から説明聴取
審査
- (4) 平成25年 1月30日 審査

5 審査会の判断の理由

異議申立人は、実施機関が特定した本件対象文書のうち、実施機関が条例第4条第2号及び第3号により不開示とした下記(1)ウに記載された請求書受付番号以外については、不開示事由に該当するものと認めているが、ウに記載された請求書受付番号については、不開示事由に該当しないと主張し、開示することを求めている。

このことから、当審査会は、実施機関が条例第4条第2号及び第3号に該当するものとして不開示とした下記(1)ア及びイについては、審査の対象から除外し、下記(1)ウについて、条例第15条第3項の規定に基づき開示決定に係る公文書の提示を求め、下記(1)ウに記載された請求書受付番号の情報について、審査を行った。

(1) 本件対象文書について

実施機関が本件対象文書として特定した公文書は以下のとおりである。

- ア 小中学校配分予算表（H18年度からH22年度）
- イ 学校配分予算実績（H18年度からH22年度）
- ウ 公文書開示請求書及び公文書任意開示申出書（H18年度からH22年度に受付した文書）

(2) 不開示情報該当性について

ア 条例第4条第2号による不開示情報の該当性について

条例第4条第2号は、個人のプライバシーを保護するため、「特定の個人を識別できるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」が記録されている公文書については開示しないことができると規定している。つまり、本条例は、個人のプライバシーの具体的な内容やその保護すべき範囲が、法的にも社会通

念上も必ずしも明確でないことに鑑み、個人に関する情報に配慮する立場を採っている。

したがって、「個人に関する情報」とは、氏名、住所をはじめとする個人に関する一切の情報をいい、「特定の個人が識別できるもの、または識別することができることとなるもの」とは、その情報から特定の個人が識別可能な場合はもとより、他の情報と結び付けることにより識別できる場合も含むこととしている。

本件対象文書の請求書受付番号については、あいち電子申請・届出システムを経由した各種申請の受付時に割り振る番号であり、年単位の通し番号で管理されている。そのため、申請書等の単位で1つの受付番号が振られるため、個人がなした申請あればそれに呼応した固有の番号であるものの、特定の個人が識別できる情報は含まれていない。また、請求書受付番号は、行政組織内部で使用する番号であり、一覧表等により公表することは行っていないため、その他公の情報を組み合わせても個人を識別することはできない。したがって、条例第4条第2号に定める「個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別できるもの」に該当するとは認められず、実施機関はこれを開示すべきである。

6 結論

以上のことから、本件については、上記1記載のとおり判断した。